

入札公告

次の入札公告および一般競争入札公告共通事項のとおり一般競争入札を実施するので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第148条の規定により公告する。

令和7年9月30日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 案件名 | 福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備 |
| (2) 品名および数量 | 調達仕様書、発注設計書のとおり |
| (3) 仕様等 | 契約書(案)、調達仕様書、発注設計書のとおり |
| (4) 契約期間 | 令和7年10月29日から令和7年12月26日まで |
| (5) 納入場所 | 福井産業技術専門学院 |
| (6) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (7) 契約の種類 | その他 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札公告共通事項2に記載のある事項のほか下記の事項について追加する。

(1) 営業所の所在地	福井県内に本店、支店、営業所または事業所があること。
(2) 必要な資格と資格の確認に関する必要書類	一般競争入札公告共通事項2に記載する技術的能力のほかに ①この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
(3) その他の条件	②令和2年度以降において、官公署等と調達業務と同種の契約を行い、かつ当該契約に基づく業務を適性かつ確実に履行した実績を2件以上有すること。 なお、入札参加資格確認申請書には上記①および②を証明する書類等を添えて提出すること。

3 入札参加資格確認申請時の提出資料

入札参加資格確認申請時には、下記の書類を提出すること。なお、資料の作成は入札情報サービスシステムにおいて、この入札公告とともに掲載されている様式を使用すること。

- ア 入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる。紙入札者は入札公告様式による。)
- イ 入札参加資格確認必要書類(以下に記載のとおり。なお、電子入札システム、持参または郵送(配達記録の残る書留郵便等)のいずれかの方法により提出すること。)
- ・ 誓約書(様式4)
 - ・ 福井県競争入札参加資格決定通知書(写)
 - ・ 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があることを証明する書類
(例 登記事項証明書(写)、支店等設置届(写)など)
 - ・ 令和2年度以降において、官公署等と調達業務と同種の契約を行い、かつ当該契約に基づく業務を適性かつ確実に履行した実績を2件以上有することを証明する書類(様式5「実績調書」)
 - ・ この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有することを証明する以下の書類
 - ・ 納入予定機器を確認できる書類(納入予定機器の一覧および要件を確認できるもの(メーカーカタログ等))
 - ・ 仕様書の内容を満たし期限までに納入できることを証明する書類(メーカー等が申請者あてに納入期限までに物品を納入できることを誓約した書類)
 - ・ 様式6「業務実施体制調書」

- 4 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)
 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、
 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) :fukusan@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

- 5 入札内訳書の提出

☐ 求めない

- 6 契約条項を示す場所および入札に関する事務を担当する機関等

〒910-0829 福井県福井市林藤島町20-1-3

福井県立福井産業技術専門学院 管理室

電話番号 0776-52-2120

FAX番号 0776-52-2121

※電子入札システムの操作に関しては、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikai/buppin.html>

- 7 入札の場所および日時に関する事項

手続等	期間・期日・期限等
入札参加資格確認申請書等の提出期間	令和7年9月30日(火) 午前9時30分から 令和7年10月10日(金) 午後3時30分まで
入札公告等の閲覧	令和7年9月30日(火) 午前9時30分から 令和7年10月10日(金) 午後3時30分まで
入札公告等に関する質問の受付期間	令和7年9月30日(火) 午前9時30分から 令和7年10月10日(金) 午後3時30分まで
入札書の提出期間	令和7年10月20日(月) 午前8時30分から午後5時まで 令和7年10月21日(火) 午前8時30分から午後4時まで
入札保証金の納付期間	令和7年10月22日(水) 午前10時00分から午前10時30分まで
紙入札者が申請書等・入札書を提出する場所	福井県立福井産業技術専門学院 管理室
開札日時	令和7年10月22日(水) 午前11時00分
開札の場所	福井県立福井産業技術専門学院 管理室

上記については、福井県の休日定める条例(平成元年3月27日福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる県の休日(以下の各号に掲げる日)を除く。

1、日曜日および土曜日 2、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3、12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

8 前各号に掲げるもののほか、入札条件に関する事項

(1)この入札に関する税率について

税率は10%とする。(以下、「消費税および地方消費税」という。)

この税率は一般競争入札公告共通事項の「消費税および地方消費税」に反映するものとする。

(2)各項目に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、一般競争入札公告共通事項に定めるところによるので、入札参加者は、一般競争入札公告共通事項を熟読の上、これらを遵守すること。

9 その他特記事項

入札公告様式

- ・ 様式1 「紙入札承認願」
- ・ 様式2 「入札公告等に関する質問書」
- ・ 様式3 「入札参加資格確認申請書(紙入札者用)」
- ・ 様式4 「誓約書」
- ・ 様式5 「実績調書」
- ・ 様式6 「業務実施体制調書」
- ・ 様式7 「入札書(紙入札者用)」
- ・ 様式8 「委任状(紙入札者用)」

別添

- ・ 別添1 「契約書(案)」
- ・ 別添2 「調達仕様書」
- ・ 別添3 「発注設計書」

<入札公告様式1>

令和 年 月 日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫 様

所在地または住所

名称または商号

代表者氏名

印

紙入札承認願

下記1の電子入札による入札について、下記2の理由により、紙での入札を行うことを承認願います。

記

1 電子入札案件名

福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備

2 電子入札が行えない理由

<入札公告様式2>

入 札 公 告 等 に 関 す る 質 問 書

福井産業技術専門学院

管理室 あて

F A X : 0776-52-2121

質問日：令和 年 月 日

名称または商号：

担 当 者 名：

T E L :

F A X :

入札書案件名

福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備

<質問内容>

質問受付期間： 令和7年10月10日（金） 午後3時30分まで

<入札公告様式3>紙入札者用

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫 様

所在地または住所

名称または商号

代表者氏名

印

令和7年9月30日付けで公告のあった「福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備」に係る入札に参加を希望しますので、下記書類を添えて申請します。

記

- ア 誓約書（様式4）
- イ 福井県競争入札参加資格決定通知書（写）
- ウ 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があることを証明する書類（例 登記事項証明書（写）、支店等設置届（写）など）
- エ 令和2年度以降において、官公署等と調達業務と同種の契約を行い、かつ当該契約に基づく業務を適性かつ確実に履行した実績を2件以上有することを証明する書類（様式5「実績調書」）

オ この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有することを証明する以下の書類

- ・納入予定機器を確認できる書類（納入予定機器の一覧および要件を確認できるもの（メーカーカタログ等））
- ・仕様書の内容を満たし期限までに納入できることを証明する書類（メーカー等が申請者あてに納入期限までに物品を納入できることを誓約した書類）
- ・様式6「業務実施体制調書」

< 入札公告様式 4 >

誓 約 書

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫 様

令和7年9月30日付けで入札公告のありました「福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備」に係る入札において、当社が落札の場合、仕様書等のとおり遂行することをこの書面をもってお誓い致します。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立てがなされていない者であることをお誓い致します。

令和 年 月 日

所在地または住所

名称または商号

代表者氏名

印

実績調書

(申請者の商号または名称)

契約相手方	契約の内容	契約期間	契約金額 (税込: 円)
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	

※令和2年度以降において、官公署等と調達業務と同種の契約を行い、かつ当該契約に基づく業務を適性かつ確実に履行した実績を2件以上記載すること。
(条件に該当する最新のものから記入。ただし契約期間中のものは除く。)

※実績調書に記載した契約書および仕様書の写しを各1部添付すること。

業務実施体制調書

(申請者の商号または名称)

役割	氏名	資格	資格取得 年月日
業務責任者			
		-----	-----
		-----	-----
技術者			
		-----	-----
		-----	-----
		-----	-----
		-----	-----
		-----	-----
		-----	-----

<入札公告様式7>紙入札者用

(電子入札くじ用の数字)

--	--	--

入 札 書

令和 年 月 日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫 様

所在地または住所

名称または商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

入札公告に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札案件名： 福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワーク

金 額

(税抜)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

<入札公告様式8>紙入札者用

委任状

令和 年 月 日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫 様

所在地または住所

名称または商号

代表者氏名

印

令和7年10月22日開札の一般競争入札に関して下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名 福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備

代理人住所

代理人職名

代理人氏名

印

一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札公告様式「紙入札承認願」により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。（紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者を以下「紙入札者」という。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 当該入札に併せて行われる事前審査により、当該入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。紙入札者にあつては入札公告様式「入札参加資格確認申請書（紙入札者用）」）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、当該入札に係る業務に関し契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書および必要書類（以下「申請書等」という。）の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 申請書等の情報は、入札公告に記載の提出期間内に、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されなければならない。
 - イ 申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。
 - ウ 紙入札者は、入札公告に記載の提出期間および提出する場所に持参または郵送により提出することとし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

4 入札公告および仕様書等に関する事項

- (1) 入札公告および仕様書等（以下「入札公告等」という。）は、原則として福井県物品等電子入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、仕様書を閲覧するシステム）に掲載する。
- (2) 入札公告等に対する質問は、次に掲げる方法により行うこと。
 - ア 提出場所は、入札公告に記載の入札に関する事務を担当する機関とする。
 - イ 契約担当者に対し、入札公告様式「入札公告等に関する質問書」に質問内容を記載し、事前に電話連絡の上、入札公告に記載の提出期間内に、メール、ＦＡＸまたは郵送（以下「メール等」という。）により提出すること。
- (3) 質問に対する回答は、メール等により速やかに質問者に対して行うものとする。

5 入札書の提出方法

入札書（紙入札者においては入札公告様式「入札書（紙入札者用）」）の提出方法は、3（1）と同様とする。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 見積金額（消費税および地方消費税に係る課税事業者においては当該税額を加算した契約希望金額。免税事業者においては見積もった契約希望金額）の100分の5以上の入札保証金（千円未満の端数があるときは千円単位に切り上げること。）を、入札公告に記載の期間に会計管理者または出納員に納付すること。ただし、次の各項目に掲げる契約に係る見積金額にあつては、それぞれ当該各項目に定める額とする。
- ア 単価契約（長期継続契約であるものを除く。）
当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額
 - イ 長期継続契約（単価契約であるものを除く。）
当該見積金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
 - ウ 単価契約（長期継続契約であるものに限る。）
当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。
- ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
 - イ 一般競争入札に参加しようとする者が、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金の納付に代えて提供できる担保は、次に掲げるとおりとする。
- ア 国債、地方債
 - イ 政府の保証のある債券
 - ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振出しまたは支払保証をした小切手
 - エ 日本銀行が適格担保として認める社債
- (5) 上記（4）に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格とする。）の8割に相当する金額とする。

7 入札および開札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札公告および契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときは、4により説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。ただし、入札公告に別途記載がある場合は、当該内容のとおりとする。
- (3) 紙入札者の入札書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 入札金額（上記（2）の金額）
 - イ 入札者の所在地（個人の場合は住所）、名称または商号ならびに代表者の氏名（個人の場合は氏名）および代表者の押印（登記印（個人の場合は実印）または使用印。ただし、社印を使用する場合は、代表者の私印も押印すること。）
 - ウ 電子くじ用の数字（3桁）
- (4) 上記（3）の入札書は封印の上、封筒に入札案件名、氏名（法人の場合は、その名称または商号）を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- (5) 入札参加者は、契約担当者から入札内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、入札内訳書を提出しなければならない。
 - ア 電子入札システムを使用して送信する方法による場合は、入札書と同時に提出すること。ただし、紙入札者については、持参または郵送により入札書と同時に提出すること。郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
 - イ 次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (ア) 入札参加者が提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (イ) 契約担当者が閲覧に供する仕様書等に記載する方法により見積もったものであること。
 - (ウ) その他契約担当者が必要と認める事項
- (6) 入札内訳書は、入札公告に添付された様式を使用すること。
- (7) 紙入札者は代理人をして入札させるときは、入札公告様式「委任状（紙入札者用）」を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換えまたは取消しをすることはできない。
- (10) 開札は、紙入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (11) 入札回数は、初回と合わせて2回を限度とする。

8 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 福井県財務規則第151条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する入札
- (2) 申請書等を提出期限までに提出しなかった者がした入札
- (3) 入札参加資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者がした入札
- (4) 電子入札においてICカードまたはIDパスワードを不正に使用した入札
- (5) 7の(5)に規定する入札内訳書の提出を行わなかった者がした入札

9 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (2) 年度開始前の契約準備行為として定めている入札における落札決定の効果は、当該競争入札案件に係る当初予算発効時において生じるものとする。

11 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を作成するものとし、落札者は、落札決定日の翌日から起算して7日（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）に定める県の休日を除く。）以内に当該案件の契約を締結しなければならない。
- (2) 契約条項は、入札公告に記載の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により締結する。ただし、単価契約（長期継続契約であるものを含む。）については、入札書に記載された金額により締結する。また長期継続契約（単価契約であるものを除く。）については、入札公告に別途記載がある場合は当該内容により締結する。
- (4) 長期継続契約については、当該契約締結年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (5) 年度開始前の契約準備行為における単価契約については、年度開始前に契約の締結を行った場合においても、当該年度の当初予算発効によって給付を受けるものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を、会計管理者または出納員に納付すること。ただし、次の各項目に掲げる契約金額にあつては、それぞれ当該各項目に定める額とする。
 - ア 単価契約（長期継続契約であるものを除く。）
当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額
 - イ 長期継続契約（単価契約であるものを除く。）
当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
 - ウ 単価契約（長期継続契約であるものに限る。）
当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
 - ア 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
 - イ 過去2年間に官公署等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他

- (1) 一般競争入札公告共通事項と入札公告が一致しない場合は、入札公告を優先する。
- (2) 入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨とする。
- (3) 入札において最低制限価格は設定しない。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。なお、この届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
 - イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- (5) 入札心得（物品等電子入札用）、福井県物品等電子入札運用基準、福井県物品等電子入札運用要領等を熟読の上、入札に参加すること。

契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備
- 2 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)
- 3 納入期限 令和7年12月26日(金)
- 4 履行場所 福井県立福井産業技術専門学院
- 5 契約保証金 金 円
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

福井県(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、
次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

年 月 日

甲 福井県福井市林藤島町20-1-3
福井県立福井産業技術専門学院
学院長 寺島 康夫

※ 電子契約となる場合は、甲を福井県知事とすること
(紙による場合は従来どおり)

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙「福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備調達仕様書」(以下「仕様書」という。)に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理(またはサービスの提供等)を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。ただし、再委託先がさらに第三者に業務を委託(以下、「再々委託」という。)する場合には、乙は甲に「再委託および再々委託承認申請書」を提出しなければならない。この場合、再々委託先には、個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報を扱う作業は認めないものとする。

3 乙は、甲に対して再委託先および再々委託先の行為について全責任を負うものとする。

(納入の通知)

第6条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物品の検査)

第7条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 検査の結果、不良品と認められた契約物品については、乙はこれを引き取り、甲の指定する期日までに修補し、または代替物を納入するものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第8条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく契約物品

を甲に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第9条 前条の規定による引渡しの前に生じた契約物品の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、第8条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第8条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(経費の負担)

第11条 乙は、契約物品納入に要する費用および第7条に規定する検査により滅失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

(契約金の支払)

第12条 乙は、第8条の規定による引渡しの後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第9条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第13条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第15条 第10条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務履行中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、業務履行後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第18条 乙は、業務の履行において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第19条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第20条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所

を第1審の管轄裁判所とする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

(1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

(2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先および再々委託先への適用)

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子

会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

（個人情報の返還等）

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（調査等の実施）

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

（事故報告）

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（定期報告）

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

福井県立福井産業技術専門学院
学院内ネットワークシステム整備
調達仕様書

令和7年9月
福井県産業労働部
福井県立福井産業技術専門学院

目次

1	概要	2
1.1	業務名	2
1.2	本書の位置づけ	2
1.3	調達物品等	2
1.4	契約形態と調達範囲	2
1.5	納入・設置場所と納入期限	2
2	機器構成概要	3
2.1	システム構成	3
2.2	ネットワーク構成	4
3	機器構成要件	4
3.1	ハードウェア機器の要件	4
3.2	ソフトウェアの要件	6
4	導入に関する要件	6
4.1	導入・設置作業の実施	6
4.2	調達・導入条件	7
4.3	検収・検査条件	8
5	システムサポート	8
5.1	基本要件	8
5.2	システムサポート内容	8
5.3	適用除外項目	9

1 概要

1.1 業務名

福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備

1.2 本書の位置づけ

本調達仕様書は、福井産業技術専門学院内ネットワークシステム（以下「学院システム」という。）で使用するための機器（ハードウェアおよびソフトウェア）を購入するための技術仕様をまとめたものである。

1.3 調達物品等

学院システムを構築するために必要な機器である。

本調達では、ネットワーク機器、PC端末、ソフトウェアを調達する。また、無線アクセスポイントを整備するために必要となる機器の調達、配線作業も含まれる。なお、調達の条件については「4.2 調達・導入条件」を参照すること。

1.4 契約形態と調達範囲

- (1) 調達物品の保守については、別途保守業務を締結する。
- (2) 納入にあたっては、本調達で用意する機器の設置、配線作業および各種設定作業を実施するものとし、機器設置後の動作確認を行うこととする。
- (3) 本調達には、現行から継続して使用する既存機器（パソコン、ネットワークプリンタ等）の設定変更等の再調整も含まれるため、事前に納入先に連絡し、完成図書等を確認し、設定変更等の内容について確認すること。
- (4) LAN配線は既設配線を使用することを基本とする。なお、事業実施の際に見つかったコネクタ等の軽微な破損については本事業内で修理または交換するものとする。無線アクセスポイントを整備するために必要となる配線は別途用意するものとする。
- (5) 受託者は、落札決定後ただちに導入スケジュールについて県担当者と打合わせを行うこととする。

1.5 納入・設置場所と納入期限

(1) 納入・設置場所

福井県立福井産業技術専門学院 3階パソコン実習室・301教室、202教室
(福井県福井市林藤島町20-1-3)

※無線アクセスポイント、PoEスイッチは別室の予定

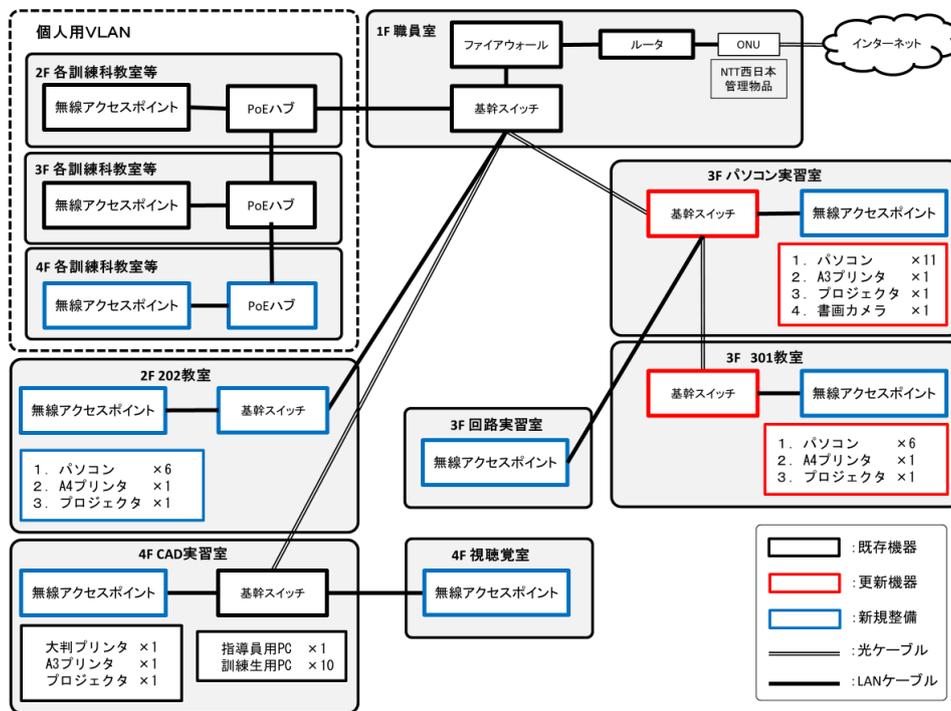
(2) 納入期限

令和7年12月26日（金）

2 機器構成概要

2.1 システム構成

学院システムの構成概要図を以下に示す。



上記システム構成概要図における主な機器について、以下に機能概要を説明する。

No.	機器名	機能概要	備考
1	ルータ	訓練用PCのIPアドレス変換	
2	ファイアウォール	外部からの不正な通信を遮断	
3	サーバ	訓練用PCのアカウント管理、ファイル管理	
4	基幹スイッチ	訓練用ネットワークのデータの転送、集約	
5	PC端末	訓練用ネットワークに接続しソフトを利用	
6	A3カラープリンタ	訓練用ネットワークプリンタとして使用	
7	A4モノクロプリンタ	訓練用ネットワークプリンタとして使用	
8	大判プリンタ	訓練用ネットワークプリンタとして使用	
9	液晶プロジェクタ	PC端末と接続しスクリーンへ投影	
10	スキャナー	紙面データを読み取りスクリーンへ投影	
11	PoEハブ	接続先の機器に給電と通信をする	
12	無線アクセスポイント	設置する部屋で無線LANを利用	

2.2 ネットワーク構成

ネットワーク構成に関する概要説明を以下に示す。

(1) 学院用LANのVLAN分割

学院用LANは以下の2つのVLANに分割する。

- ・訓練用VLAN：訓練用サーバを配置し、訓練用機器を接続する。
- ・個人用VLAN：個人の端末で無線アクセスポイントに接続する。

(2) パケットフィルタリング設定

更新する基幹スイッチには、外部ネットワークへのアクセスを制限するためのパケットフィルタリング設定を行う。パケットフィルタリング設定は外部ネットワークと既設の学院用LAN（各VLAN間）のアクセス制限を行うものとする。

(3) その他

上記のネットワーク構成に関する内容については、受託者と県の打合せにより詳細を決定するものとし、ここでは省略する。

3 機器構成要件

3.1 ハードウェア機器の要件

考型式以外の機器を選定する場合は、カタログ等の任意の様式にて、入札前に担当者の確認を受けること。

(1) 訓練用ノート型PC 23台（参考機種 富士通製 LIFEBOOK A5513/NX）

a) 機能、用途

- ・訓練用ネットワークに接続し、訓練用PCとして使用する。
- ・設置場所は本館3階パソコン実習室に11台、301教室に6台、202教室に6台とする。

b) ハードウェア要件

- ・OSはWindows11 Pro (64bit) を標準搭載すること。
- ・CPUはインテルCore i5 プロセッサ相当以上とすること。
- ・メモリは16GB以上搭載すること。
- ・10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したネットワークインターフェイスを標準搭載し、無線LAN (IEEE802.11a/b/g/n/ac 対応) およびBluetoothに対応可能であること。
- ・マウスは、USB接続光学マウススクロールホイール付であること。
- ・ストレージはSSDで物理容量256GB以上を内蔵すること。
- ・光学ドライブはDVD-ROMまたはDVDスーパーマルチドライブであること。
- ・ディスプレイは15.6型ワイド以上、フルHDであること。
- ・キーボードはテンキー付きキーボードであること。
- ・Webカメラを搭載すること。
- ・インターフェースは、HDMI×1、USB3.2 (Type-C) ×1ポート、USB3.2 (Type-A) ×3ポート以上を装備していること。

(2) 基幹スイッチ 2台（参考機種 アライドテレシス社製 AT-x530L-28GTX-Z5）

a) 機能、用途

- ・各教室に設置する基幹スイッチと光ケーブルにて接続し、学院内ネットワークの光ケーブルを集約する。光ケーブルに必要なモジュールを、設置する基幹スイッチと接続元の基幹スイッチに準備すること。
- ・接続された機器を複数のセグメントに分割でき、セグメントごとにアクセス制御が行えること。
なお、設定の詳細については、県と綿密な打ち合わせを行い決定するものとする。
- ・設置場所は本館3階301教室、202教室とする。

b) ハードウェア要件

- ・10/100/1000BASE-T (RJ-45 コネクタ) ×24 ポート以上、USB2.0×1 ポート以上、SFP スロット×4 ポート以上内蔵すること。また、SFP スロットに 1000BASE-SX 拡張モジュールを 2 ポート分増設すること。
 - ・メモリ容量は、フラッシュメモリ容量 256MB 以上、メインメモリ容量 1GByte 以上であること。
 - ・スイッチングファブリックは 253Gbps 以上であること。
 - ・MAC アドレス登録数は 16,000 以上であること。
 - ・VLAN 登録数は 4,094 以上であること。
- (3) 基幹スイッチ 1台 (参考機種 アライドテレシス社製 AT-x530L-52GTX-Z5)
- a) 機能、用途
- ・訓練用ネットワーク上で職員室の基幹スイッチと光ケーブルにて接続するとともに、各教室の LAN を集約する。
 - ・設置場所は本館 3 階パソコン実習室とする。
- b) ハードウェア要件
- ・10/100/1000BASE-T (RJ-45 コネクタ) ×48 ポート以上、USB2.0×1 ポート以上、SFP スロット×4 ポート以上内蔵すること。また、SFP スロットに 1000BASE-SX 拡張モジュールを 1 ポート分増設すること。
 - ・メモリ容量は、フラッシュメモリ容量 256MB 以上、メインメモリ容量 1GByte 以上であること。
 - ・スイッチングファブリックは 506Gbps 以上であること。
- (4) 書画カメラ 1台 (参考機種 エプソン社製 ELPDC21)
- a) 機能、用途
- ・パソコンやプロジェクタ、デジタルテレビに接続することで手元の様子を映せるようにする。
 - ・設置場所は本館 3 階パソコン実習室とする。
- b) ハードウェア要件
- ・撮像範囲が A3 以上あること。
 - ・撮影速度が最大 30 フレーム/秒以上あること。
 - ・RGB 出力が可能であること。
 - ・プロジェクタ、デジタルテレビに直接 HDMI ケーブル接続できること。
- (5) 無線アクセスポイント 7台 (参考機種 Aruba 社製 AP-505)
- a) 機能、用途
- ・無線アクセスポイントを設置する場所のスイッチと接続し、設置する場所の無線 LAN 環境を構築する。
 - ・設置場所および設定については受託者と県の打ち合わせにより詳細を決定するものとする。
- b) ハードウェア要件
- ・準拠規格 IEEE 802.11b、IEEE 802.11a、IEEE 802.11g、IEEE 802.11n、IEEE 802.11ac、IEEE 802.11ax に対応していること。
 - ・ダイレクト DC 電源および PoE 電源に対応していること。
 - ・無線機 1 台あたりの同時接続可能クライアントデバイス台数が安定して 40 台程度接続できること。
- (6) PoE スwitch 1台 (参考機種 アライドテレシス社製 AT-GS920/8PS)
- a) 機能、用途
- ・訓練用ネットワーク上で職員室の基幹スイッチと LAN ケーブルにて接続するとともに、無線アクセスポイントとの LAN 回線を集約する。
 - ・設置場所については受託者と県の打ち合わせにより詳細を決定するものとする。
- b) ハードウェア要件

- ・10/100/1000BASE-T (RJ-45 コネクタ、PoE-OUT 対応) ×8 ポート以上を内蔵すること。
- ・メモリ容量は、フラッシュメモリ容量 512KByte 以上、パケットバッファ容量 192KByte 以上であること。
- ・スイッチングファブリックは 16Gbps 以上であること。

c) その他の要件

- ・既存の「2F 各訓練科教室」と「3F 図書室」の無線アクセスポイントと同じ所属 VLAN になるよう設定すること。併せて「1F 職員室」の基幹スイッチの設定変更も実施すること。もしくは、ネットワーク保守業者に依頼すること。
- ・今回導入する無線アクセスポイントのうち個人 VLAN に接続されるものについては、既存アクセスポイントと同じグループに追加され、設定が同期されたことを確認すること。

(7) モノクロプリンタ 1台 (参考機種 OKI 社製)

a) 機能、用途

- ・訓練用ネットワーク上の訓練用 PC が利用する。
- ・設置場所は本館 202 教室とする。

b) ハードウェア要件

- ・印刷速度は 37 ページ/分 (A4 横)、20 ページ/分 (A3) 以上であること。
- ・データ保存領域が 2GB 以上あること。
- ・対応 OS は Windows 11 以上であること。

3.2 ソフトウェアの要件

(1) アプリケーションソフトウェア

a) 機能、用途

- ・訓練 PC にインストールするアプリケーションの各種ソフトウェア。

b) ソフトウェア要件

- ・以下のソフトウェアを用意すること。

No.	ソフトウェア製品名	インストール先 機器名	数量
1	Microsoft 365 AI for Device for Faculty	訓練用 PC	23

c) その他要件

- ・指定が無いものについては、基本的に最新バージョンの製品を納めること。
- ・上記 No. 2 で使用する Microsoft アカウントは受託者で作成し、アカウント作成時に必要となる ID、パスワードは県から受託者へ通知する。
- ・その他、本校から提供する下記のソフトウェアについてインストールすること。

1. Adobe Creative Cloud
2. 弥生会計
3. JW-CAD
4. Trend Micro Apex One

※本調達で既存サーバを撤去するため、Trend Micro Apex One の単体版ライセンスを各端末に設定すること。

4 導入に関する要件

4.1 導入・設置作業の実施

(1) 導入設計

受託者は、県の担当者と協議の上、ラック搭載図、機器配置図、各ハードウェアおよびソフトウェアの設定に関する「機器設定書」を作成すること。

(2) 機器搬入および設置

受託者は、設置場所へ調達物品の搬入作業、ラックへのネットワーク関係機器取り付け作業および端末の設置作業を行うこと。設置場所への据付作業では、電源配線、ラック据付および耐震対策、LAN配線、端末の設置を行うこと。また、設置完了後動作確認を行い、県の担当者立会いのもと検収確認を行うこと。

作業にあたっては、県の業務や学院内で実施される職業訓練の妨げとならないよう、事前にスケジュールおよび作業範囲等について県と十分に協議を行ったうえで実施すること。

(3) 基本設定およびアプリケーション設定

受託者は、上記で作成した「機器設定書」に基づき、各ネットワーク関係機器にOSや各種ソフトウェア（3.2 参照）のインストールなどの基本設定を行うこと。なお、事前に設定可能な項目については、出荷時まで完了しておくことも可とする。

また、基本設定完了後に受託者がアプリケーションの設定および調整作業を行う。受託者は、この作業中に発生した今回調達する機器のハードウェア、OS、各種ソフトウェア（3.2 参照）に関する障害や県からの問い合わせに対応すること。現行システムの設定情報が必要な場合は県の担当者から通知する。

(4) サーバ設定

既存機器が使用しているクラウドサーバ（Microsoft365）に接続し、teamsにてデータ共有できるように設定すること。

また、更新機器が現在使用している既存の物理サーバについては、データ消去、シャットダウンを行った上、サーバラックから取り外し、学内の指定場所まで運ぶこと。その時に既存環境に影響がないよう留意すること。

(5) 動作確認

受託者は、導入したハードウェアやソフトウェアの動作確認を実施すること。

(6) 総合テスト

設置後、県および受託者は、訓練用ネットワークシステムの動作検証などの総合テストを実施する。受託者は、この試験で発生したハードウェア、OS、各種ソフトウェア（3.2 参照）に関する障害または問題に対して、速やかに調査・改善を行うものとする。また、本テストで本件で構築した環境設定の内容に変更が発生した場合は、その内容を納品成果物に反映の上、最終納品すること。

4.2 調達・導入条件

- (1) 調達物品は新品でなければならない。
- (2) 調達物品ハードウェアの保守部品は、機器導入後、最低5年間は提供可能であること。
- (3) 調達物品ハードウェアは購入時に保守プラン（オンサイトまたはセンドバック）の適用を受けられるようにすること。
- (4) 調達物品ソフトウェア等に関しては、指定がない場合は原則最新のバージョンおよび修正プログラム等を適用することとし、納品時点において最新の状態で提供すること。
- (5) 調達物品等は、RoHS（特定有害物質使用制限指令）に対応していること。
- (6) 本作業で設計、設定した内容および本作業で実施した試験項目、試験結果を、報告書に記載し、電子媒体に記録および製本して提出すること。成果物としては主に以下のものを納品するものとし、詳細については県と協議の上決定するものとする。

- ・システム設定書および設定値一覧
- ・動作確認結果報告書
- ・機器構成図
- ・システム・機器構成一覧（全構成品について型番単位に数量・仕様を記載）
- ・機器搭載図および結線図（ラック内の機器搭載図、LANケーブル配線図等を記載）
- ・リカバリーディスクおよび復旧マニュアル
- ・各種届出等の提出書類、打合せ議事録等の写し
- ・ソフトウェアのライセンスに関する情報
- ・納入、設置など各作業の記録写真

- ・その他、県が指定する資料
- (7) 県およびシステム開発業者が実施する総合テストにおいて、確認作業への立会いおよび問い合わせ対応等に協力すること。
- (8) 県担当者が不要と判断する製品の梱包材は持ち帰ること。

4.3 検収・検査条件

- (1) 機器等の導入・設置については、各種試験項目の実施、および結果確認をもって検収を完了する。
- (2) 本設置完了時点で県の担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、同担当者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。また、交換後は動作確認を行うこと。

5 システムサポート

下記要件については別途契約（一般競争により別途調達予定）とするが要件を確認しておくこと。
導入期限の翌月の2026年1月～3月の3か月間分の契約を締結する。

その後、2026年4月～2027年3月と毎年保守契約を更新するので留意すること。

また、既存機器も含めた契約となるため、事前に納入先に連絡をし、完成図書等を確認し、管理できる機器であることを事前に確認すること。

5.1 基本要件

- (1) システムサポート対象範囲は「2.1 システム構成」に示すとおりとする。ただし、3階パソコン実習室、301教室内の継続使用機器については除くものとする。
- (2) 作業は、原則として平日午前8時31分までに行うものとする。なお、土曜日、日曜日、祝日および12月30日から1月3日は福井県立福井産業技術専門学院の休日である。
- (3) 障害対応後は作業報告書を提出し、障害の内容や原因等の説明を行うこと。
- (4) サーバやネットワーク機器など、システム運用上重要な機器に障害が発生した場合は、重要機器の復旧を早急かつ優先して行うこと。
- (5) 修理に時間がかかりシステム運用に支障がある場合（訓練用パソコンの不足など）は、同等以上の機能を有する代替機を用意し、運用に支障が無いよう対処すること。
- (6) システムの定期点検を年1回実施すること。

5.2 システムサポート内容

- (1) ハードウェア
 - a) ハードウェアの部材調達およびその交換作業
 - b) ハードウェアに、設定が行なわれている場合は、システム設定等の復旧作業
 - c) 障害の切り分け作業
- (2) ソフトウェア
 - a) ソフトウェアの不具合や技術的な事項に関する問い合わせ対応
 - b) システム運用上、修正プログラムの適用が必要な場合はその適用作業
 - c) コンピュータ機器等の復旧に関しては、システムを障害発生前と同様の使用できる状態に復旧すること。特に、サーバについては、ネットワークに接続されている端末情報、ユーザー情報、セキュリティ情報が設定されているため、それらの設定についても復旧させ、システム全体が障害発生前と同じ状態で使用できることを確認すること。
- (3) 定期点検
 - a) ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の状態確認を行い、機器や動作に異常が見ら

れた場合には、正常な状態に修繕や調整を行うこと。

- b) 定期保守作業により、障害部位が発見された場合や障害発生の可能性のある状態を確認できた場合は、予防保守として当該部位の部品交換等、必要な措置をとること。

5.3 適用除外項目

(1) ハードウェア

- a) 指定外の機器
- b) 機器の移動や撤去等の作業
- c) 機器の改造
- d) 機器の日常的な清掃、点検

(2) ソフトウェア

- a) 悪質な故意によるソフトウェア運用上でのトラブル対応

(3) ネットワーク関連

- a) 指定外のネットワークによる障害の復旧
- b) ウイルスやハッキングなどの外部からの悪質な攻撃によって発生する損害に対する完全復旧

(4) その他

- a) 消耗品、記録媒体の供給
- b) 本事業で整備する保証期間外の機器等の部品交換

福井県立福井産業技術専門学院 学院内ネットワークシステム整備 発注設計書

種別・用途	品名・内訳	数量(単位)	単価	金額	摘要
①ハードウェア費用					
パソコン	ノートPC本体	23 台		0	
カメラ	書画カメラ	1 台		0	
プリンタ	モノクロプリンタ	1 台		0	
ネットワーク機器	基幹スイッチ	1 台		0	
	基幹スイッチ	2 台		0	
	光モジュール	1 台		0	
	無線アクセスポイント	7 台		0	
	PoEハブ	1 台		0	
①ハードウェア費用 小計				0	
②ソフトウェア費用					
	MS365 A1 for Device for Faculty 72ヶ月買切り	23 式		0	
				0	
③開発・構築費用					
プロジェクト管理費		4 人・日		0	
ハードウェア環境構築		5 人・日		0	
ソフトウェア環境構築		13 人・日		0	
ネットワーク環境構築		5 人・日		0	
研修		2 人・日		0	
マニュアル作成		2 人・日		0	
③開発・構築費用 小計				0	
①ハードウェア、②ソフトウェア、③開発・構築費用 合計				0	
設計額				0	
消費税				0	10%
合計				0	